

平成28年12月9日

厚生労働省保険局所管課 御中

協同組合日本接骨師
会長 登山 勲



柔道整復師業務健全化の要望

要望の趣旨

柔道整復師医療の取り組みにあたり算定基準の不備欠陥の誤用乱用問題回避対策として傷病名適正表記を図り、これに基づく医療保険不正保険取り扱い防止対策の整備を図られるようお願い申し上げます。

要望の理由

傷病の表記が医学医療の進歩や社会の変化にともない適宜適正表記されていますが、この事は柔道整復師対象医療とその傷病についても例外ではありません。

保険取り扱いに関し算定基準の不備欠陥の誤用乱用問題が注意されてきましたが、この注意要点は傷病の適正な表示の下に診断能力に基づく算定基準の大事で、傷病の素因に基づく傷病の原因と症状に対し医学的適正表示の大事で、これによる多部位や広範囲の傷病や頻回診療を要する傷病や長期診療を要する傷病の適正な取り組みが図られ、この事に対する診断能力の正否が問われます。現在の何でも捻挫や打撲や挫傷などのふり替え表記による部位転がしの弊害の回避と傾向的傷病事情の正確な判断が出来ることとなります。これは異様な傾向的保険取り扱いに対する診断能力問題として異様や失当の証明となります。

柔道整復師医療対象傷病は外科手術や投薬や過剰な検査の不要で、国民の医療選択の自由とその基となる能力評価による適正医療選択で安全・簡便・低額・普及の成果の大事で医療保険制度の大事な要点となるものです。